

東京都女性サポート連携会議設置要綱

6産労総企第554号

令和6年8月30日

(目的)

第1 女性が自分らしく輝く社会の実現を目指すため、東京都における女性の働き方や活動の基盤づくり等について、有識者等との意見交換を通じて検討を進めることを目的に東京都女性サポート連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 雇用就業、暮らし、福祉分野における支援機関（以下「支援機関」という。）等で実施する女性の働き方をはじめ、雇用就業に関すること
- (2) 支援機関等で実施する女性の暮らし・生活基盤に関すること
- (3) 支援機関等で実施する女性の福祉に関すること
- (4) (1)～(3)に掲げる各支援機関等の連携に関すること
- (5) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3 会議は、産業労働局長が別途委嘱する委員をもって構成する。

2 産業労働局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

(召集)

第5 会議は、産業労働局長が招集する。

(座長)

第6 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の取扱い)

第7 会議は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、

又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第8 会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(謝 金)

第9 会議の委員及び第3第2項の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、外部講師謝金支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第10 会議の事務局は、産業労働局総務部企画調整課とする。

(その他)

第11 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。